

令和6年度第1回浦添市建築審査会 議事録

1 日 時

令和6年10月23日（水） 午前11時00分から午後12時00分まで

2 場 所

浦添市役所本庁舎 7階 702会議室

3 出席者

【委員】前原会長、伊志嶺委員、仲宗根委員、親泊委員、知念委員、金城委員

【事務局】砂川建築指導課長、友利審査係長、名護技師、石川技師

【関係者】兼城技査（建築営繕課）津波古技師（建築営繕課）

【傍聴人】0名

4 議 事

(1) 議第 建築基準法第55条第4項第二号の規定に基づく許可

（沢岷小学校屋内運動場改築工事）

(2) 報告 建築基準法第44条第1項第二号に基づく専決同意 13件

5 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(2)まで浦添市建築審査会条例第7条の規定に基づき、一部公開

6 審議結果

(1) 議案

ア 審議の概要

屋内運動場に係る建築基準法第55条第4項第二号の規定に基づく許可について

イ 審議の結果：法第92条の2の規定に基づき、所定の条件を付して同意

ウ 質疑応答

委員：工事期間中の児童と工事車両の動線は分離しているか。

関係者：児童と工事車両の入口はともに西側正門を利用する。そのため、通路の歩道と車路部分に仮囲いを設置し動線を分離する。なお、登校時と工事車両進入時の時間帯の区分けを検討している。

また、北側にも入口があるが、運動場を横断し、体育競技に支障があるため、北側の入口は利用しない。
今後も学校側と協議を進めていく。

委員：屋根の配色は決まっているか。

事務局：屋根の配色は現段階では未定。今後、浦添市景観まちづくり計画に従い関係部局の美らまち推進課と協議しながら決定したい。

委員：日影図に認定こども園の配置がないが、認定こども園と小学校は別敷地としての扱いで判断してよいか。

事務局：認定こども園と小学校は同一敷地である。日影図に認定こども園の配置が漏れているため、日影図を修正する。

委員：敷地内にプールはあるか。

事務局：敷地東側に管理棟が附属しているプールがある。

委員：都市計画図にて敷地北側に道路のような形態があるが、これはどのような計画か。また、建築計画への影響はないか。

事務局：運動場の地盤面下にトンネルを整備し、都市計画道路とする計画がある。建築物の配置については、当該都市計画道路を考慮した配置計画としている。

委員：敷地が高台にあることから下方に冠水の恐れがあると思われるが、排水計画について検討しているか。

事務局：排水計画について現段階では教育委員会及び学校側から聞き取りが不十分であるため未検討である。今後は教育委員会、学校、工事中の認定こども園と連携を取り敷地の排水を検討する。

委員：工事中の汚泥、赤土の流出について検討しているか。

事務局：1,000㎡を超える敷地は沖縄県赤土流出防止条例の届出の対象となっている。今回計画敷地の面積は1,000㎡を超えるため、南部保健所と調整を行いながら、対策を講じていく。

委員：屋根形状を切妻とした理由は何か。

事務局：競技のための高さの確保、及び維持管理の容易性などから屋根形状を採用した。

委員：空調機の設置はあるか。

事務局：現時点で設置の予定はない。今後、設置の要望があった場合は点検通路から設置工事が可能である。

委員：防火水槽が体育館西側にあるが、緊急車両の進入は可能か。

事務局：体育館東側の仮囲いにゲートを設けており、緊急時はゲートから進入が可能。

(2) 報告

包括同意案件に関する報告13件

(建築基準法第44条第1号第二号に基づく専決同意)

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1号第二号に基づく専決同意（沖縄総合事務局：10件
沖縄県：3件）について、建築審査会審議の特例基準に適合していたため、許可した旨の報告を行った。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：バス停に照明はあるか。

事務局：照明の設置あり。

委員：設置位置は既存の位置に設置するか。

事務局：沖縄総合事務局の申請に関しては、国道58号の拡幅に伴う工事であり、拡幅が行われた位置に設置する。沖縄県の申請に関しては、新たに設置する工事となっている。